平成２１年（フ）第３９１号
広島県福山市神辺町新湯野２丁目34－５ビーライン新湯野Ｂ203、住民票上の住所広島県福山市神辺町字平野548番地
債務者　板倉　信二
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１６号
広島県福山市御幸町大字中津原1596番地３リバーサイド御幸603
債務者　藤井　利恵（旧姓小寺）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１８号
広島県福山市曙町５丁目17番16―303号　メゾンあけぼの
債務者　後藤清美こと　金　　清美
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第８０号
島根県鹿足郡吉賀町有飯209番地１、前住所大阪府八尾市垣内５丁目54番地
債務者　田村　由美（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第８５号
島根県益田市美都町都茂1910番地６
債務者　髙島　尊子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４４４号
神奈川県相模原市田名2115番地４
債務者　佐藤　ユリ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４８号
神奈川県相模原市若松３丁目16番13号
債務者　宮下　博之
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４９号
神奈川県相模原市若松３丁目16番13号
債務者　宮下　信子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５２号
神奈川県相模原市藤野町牧野2956番地
債務者　米村　俊彦
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５３号
神奈川県座間市栗原中央３丁目16番８号　コトーエピＡ102
債務者　西川　綾子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７４号
神奈川県相模原市藤野町牧野2956番地
債務者　米村　　綾
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７５号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目35番５号
債務者　今井幸太郎
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７６号
神奈川県相模原市宮下本町３丁目35番５号
債務者　今井　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５８７号
神奈川県相模原市下九沢1675番地
債務者　小海とみこ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５９３号
神奈川県相模原市若松２丁目１番３号　ベラヴィスタⅡ―105
債務者　三堀　信子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部